

預金保険法 80 条に基づく  
「業務及び財産の状況等に関する報告書」

朝銀関東信用組合

金融整理管財人

## 目 次

	頁
I. 業務及び財産の状況等に関する報告 .....	1
1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について .....	1
(1) はじめに .....	1
(2) 経営破綻の原因 .....	1
① 当組合をとりまく経営環境と経営状況 .....	1
② 経営破綻に至った経緯 .....	1
③ 破綻に至った要因 .....	2
(3) 管理を命ずる処分までの状況 .....	2
① 資本の状況 .....	2
② 自己資本回復の断念 .....	2
2. 業務及び財産の状況について .....	3
(1) 与信業務 .....	3
(2) 預金業務 .....	3
(3) 投資等業務 .....	3
① 投資有価証券 .....	3
② 商品有価証券 .....	4
(4) 固定資産の状況 .....	4
(5) 不良債権の状況 .....	5
(6) 関係会社の状況 .....	5
3. 事業譲渡等の見込みについて .....	6
(1) 基本方針 .....	6
① 早期譲渡 .....	6
② 優良な顧客基盤・資産の維持 .....	6
③ 経費の削減 .....	6
④ 地域金融機能の維持 .....	6
⑤ 内部管理体制の整備 .....	6
⑥ 責任追及体制の整備 .....	6
(2) 具体的施策 .....	6
(3) 事業譲渡の見込み .....	6

4. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について	7
(1) 調査の概要	7
(2) 刑事責任について	7
(3) 民事責任について	7
① 提訴日	7
② 提訴対象となった事案	7
③ 提訴の趣旨、経営責任上の違法性について	8
④ 被告	8
⑤ 損害賠償の訴訟物の価額	8
(4) 総括	8

## I. 業務及び財産の状況等に関する報告

### 1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

#### (1) はじめに

当組合は、平成13年8月24日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができず、またその業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という）を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法80条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

#### (2) 経営破綻の原因

##### ① 組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、在日朝鮮人の同胞を組合員とする民族金融機関として、平成11年10月25日、朝銀神奈川信組を核に、埼玉・栃木・茨城・群馬の各朝銀が合併し設立されました。営業地域については前述県下一円とし、店舗は横浜市に本店、その他支店18店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により在日朝鮮人の預金を集め、それを地域の同胞中小零細企業者等に対して融資する等、在日朝鮮人の生活向上を目的として経営を行ってまいりました。

##### ② 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態であるサービス業、不動産業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むことになりました。

しかも投下資金に見合う資産背景が十分でない案件が多く、当組合の杜撰な審査機能も加え、また借り入れ手段を問わない貸出（法人・同族等で資金調達するなど）や、保全の立たない大口債務者が増大するなど、内部牽制機能の形骸化から協同組合による金融事業に関する法律（以下「協金法」という）第6条で準用する銀行法第13条に反する同一人に対する信用の供与等の限度額を大幅に超える貸出が行われた結果、特に大口の貸出が不良債権化したことを主因に、平成13年3月期決算において大幅な債務超過となりました（当期利益△21,129百万円、組合員勘定△5,951百万円）。

こうした状況の中にあって、資本増強のため、平成13年3月末現在約83億円の出資金申込証拠金を募集する等対策を講じたが、平成12年末の朝銀近畿信組をはじめとする民族系信用組合の相次ぐ破綻による影響と、さらに、平成13年7月10日朝銀東京信組をはじめとする4組合の事業譲受を断念したことなどから、組合員の当組合に対する信用不安がさらに増大し、預金流出が加速し、手元流動性の資金は減少の一途をたどり、資金不足により預金等の払戻しを停止する恐れがある状況でした。

また、出資金申込証拠金の残高は漸減し、これを加算しても自己資本比率は2%に届かず、

以上のような状況を踏まえれば、出資金申込証拠金の出資金への組入は困難な状況となり、50億円の債務超過となることから、当組合の財産をもって債務を完済することができない状況に至り、自主再建を断念し、破綻公表をするにいたしました。

### ③ 破綻に至った要因

現在までの調査によって判明した破綻に至った要因は以下のとおりです。

イ. 業種より見て、遊技場、不動産、飲食業等に融資先が偏重した結果、景気低迷の影響を大きく受けたことや、大口貸出審査において十分な資料徴求が無いなど審査体制が確立されておらず、貸出債権管理においてもその規定等もなく延滞発生後の整理・回収についても、債務者・保証人等への督促、実態把握も行われていないなど、貸出金の管理・回収も極めて不十分であった。

ロ. 製造業、卸・小売業、サービス業等の業種先に対する優良先確保の努力が見受けられず、また一部特定先及び架空・借名先に特筆される大口融資先への偏重など、融資資産の健全化への改善の跡が見られず、融資金のトレースを含めた事後管理も形式的な審査管理が多かったなど、資産運用面で効果的な経営施策が実現出来なかった。

また預金口座の開設時における本人確認の未実施、高額な預金の受入、払出の際の本人確認を怠るなど、業務全般について適切な運営管理がなされていなかった。

なお、今後も整理回収機構による責任追及作業において引き続き事実解明が行われることとなります。

### (3) 管理を命ずる処分までの状況

#### ① 資本の状況

当信組の平成12年3月期における自己資本金額は16,354百万円となっておりますが、平成12年7月に実施された財務局による検査結果通知書に基づき自己査定を見直したことから、貸倒引当金の引当額を増額する等検査結果を平成12年3月期に反映した場合、当期損失が△28,284百万円、自己資本額が△12,440百万円となり、自己資本比率は6.21%から△5.24%へと大幅に低下することとなりました。

平成13年3月期決算で自己資本比率が△2.49%となったことから、平成13年7月16日金融庁より、協金法第6条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づく業務改善命令を受け、7月30日に自己資本充実策を織込んだ経営改善計画書を提出いたしました。

#### ② 自己資本回復の断念

当信用組合は、平成13年3月期決算により、自己資本比率が△2.49%（出資金申込証拠金84億円を加えると1.57%）に低下し、平成13年7月16日早期是正措置が発動されました。

このような状況において事業譲渡断念の公表等による信用不安から、預金の流失が加速し、7月から8月中旬までの1ヶ月半の間で、総預金残高の減少額は約83億円に及びました。

このような状況を踏まえ、預金等の払戻しを停止する恐れがあり、また、出資金申込証拠金

の出資金組入れは困難で債務超過を解消する方策を見出すことはできず、平成13年8月24日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うにいたしました。

## 2. 業務及び財産の状況について

### (1) 与信業務

当組合の与信業務について、神奈川、埼玉地区は不動産、貸金業、サービス業が多く、茨城、栃木、群馬地域では特に遊戯業(パチンコ関係)が、融資の多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：12店

(単位 百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		14年3月末		業界平均 (14年3月平均)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
貸出金残高	225,945	100	233,430	100	219,226	100	183,675	100	43,466	100
うち中小企業	206,129	91.2	208,483	89.3	206,583	94.2	173,933	94.7	28,493	65.5
うち個人	19,815	8.8	24,946	10.7	12,643	5.8	9,742	5.3	14,360	33.0
うちその他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	612	1.4

### (2) 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数12店

(単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		14年3月末		業界平均 (14年3月平均)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預金残高	246,178	100	234,282	100	228,608	100	49,650	100	68,590	100
うち個人預金	200,328	81.4	197,373	84.3	190,594	83.4	36,543	73.6	55,523	80.9
うち法人預金	29,656	12.1	30,274	12.9	30,504	13.3	12,891	26.0	11,000	16.0
うちその他	16,193	6.5	6,633	2.8	7,509	3.3	216	0.4	2,065	3.0

1. 「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

(3) 投資等業務

①投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりましたが、資金繰り対策として売り切りを行っております。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成12年3月末	平成13年3月末	平成14年3月末	平成14年3月末 の評価損益
投資有価証券	1,115	691	79	2
国債・地方債	459	187	27	2
社債	593	433	11	0
株式	63	70	40	0
その他	0	0	0	0
貸付有価証券	0	0	0	0

②商品有価証券

当信用組合は商品有価証券は保有していません。

(4) 固定資産等の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

<固定資産の状況>

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件 数	簿 価	評価額	含み損益	件 数	簿 価	簿 価 却 後
事業用 不動産	20	6,791	2,307	△4,484	23	3,617	3,513
所 有 不動産	1	11	1	△10	無	無	無

※ 土地評価額は、平成13年10月実施の鑑定評価額。

※ 建物の償却後簿価については、平成14年3月末現在です。

(5)不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっております。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

区 分	13年3月期		14年3月期		業界平均 (14年3月期)	
	貸出金残高	貸出金 に占め る割合	貸出金残高	貸出金 に占め る割合	貸出金残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	1,997	0.9	3,080	1.7	1,000	1.7
延滞債権	31,482	14.4	107,656	58.6	3,844	6.8
3ヶ月以上延滞債権	961	0.4	182	0.1	102	0.1
貸出条件緩和債権	7,965	3.6	2,210	1.2	2,293	4.0
合 計	42,406	19.3	113,128	61.6	7,239	12.8

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

区 分	平成13年3月期		平成14年3月期		業界平均(平成14年3月期)	
	金 額	債権の 占める割合	金 額	債権の 占める割合	金 額	債権の 占める割合
破綻更生債権等	22,897	8.9	50,269	23.5	2,917	5.0
危険債権	12,808	5.0	65,667	30.7	2,127	3.6
要管理債権	8,926	3.5	2,392	1.1	2,322	4.0
正常債権	213,714	82.6	95,329	44.6	50,478	87.2
合 計	258,347	100.0	213,657	100.0	57,844	100.0

(6) 関係会社の状況

関係会社については、該当ありません。

### 3. 事業譲渡等の見込について

#### (1) 基本方針

##### ① 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

##### ② 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信認を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

##### ③ 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

##### ④ 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

##### ⑤ 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

##### ⑥ 責任追及体制の確立

預金保険法第 83 条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣の責任を明確にいたします。

#### (2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

#### (3) 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済、及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。

#### 4. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追求に関する措置について

##### (1) 調査の概要

預金保険法第83条によると、金融整理管財人は、旧経営陣、すなわち理事もしくは監事又はこれらの者であった者に対する責任の追及を行うことが重要な職務の一つとされています。金融整理管財人は、就任後、当組合の旧経営陣の刑事上・民事上の責任追求の可否を検討するために、平成13年9月26日金融整理管財人2名、同補佐人6名計8名により「内部調査事務局」を設置し調査解明に着手した。

調査対象として、表債5億円以上の大口融資先、表債3億円以上の延滞・分類先、役員貸出の全件、平成11年度以降に発生した償却及び引当債権・管理債権、同交際費・寄付金、全件の点検を実施。

平成13年12月、澤藤統一郎弁護士を委員長として、責任解明に熟知している整理回収機構嘱託弁護士の参加を得て4名の弁護士チームによる「責任解明委員会」を立上げ、実質、平成14年1月より活動を開始、当組合の内部資料の提出を求め、必要に応じて職員から事情聴取を行うなどして、慎重に事実の調査・検討を行って来ました。

##### (2) 刑事責任について

業務上横領罪又は背任罪を中心に該当する事実の有無につき、稟議書、電磁的記録資料、会計帳簿等を精査しましたが、現在まで、これらに該当する明確な事実を発見するまでに至っておりません。

##### (3) 民事責任について

株式会社大栄電子、関連融資に対する民事提訴（損害賠償請求）

###### ① 提訴日

平成14年3月25日

###### ② 提訴対象となった事案

旧朝銀関東信用組合は、㈱大栄電子、2件合計1億5,700万円及び、その関連会社であり、㈱大栄電子の一部といえる、シー・ディー・エス㈱に7件合計14億7,300万円、両者合計9件総額16億3,000万円の融資金のうち、未回収の貸出残高は合計15億8,985万2,613円がある。

この回収見込みがない多額な融資金が発生したことは、信用組合の理事が職責上、善良な管理者の注意をもって、その事務を処理すべき義務を有し、また法令、定款の規定、総代会の決議を遵守し、忠実にその職務を遂行すべき義務を怠ったことである。

従って、理事が善管注意義務・忠実義務に違反して信用組合に損害を与えたことは、信用組合に対し連帯して損害賠償の責を負うものである。

上記の理事の最重要なものは、貸出を審査し、決裁・承認する職責においては、貸出先の財務状況、資産内容、経営体質、返済能力、貸出金の資金使途、返済計画、事業計画等の諸点について十分に調査検討を尽くしたうえで、貸出金回収の確実性を確認し、併せて、万一

返済が滞った場合には貸出金の回収が図れるよう確実な担保を徴すべき注意義務を負っているにも拘らず、これら重要事項について理事らは厳守することなく杜撰な貸出を実行したため信用組合に損害を与えた。

③ 提訴の趣旨、経営責任上の違法性について

(中企法 38 条の 2 第 1 項、同 42 条、商法 254 条 3 項、民法 644 条、同 709 条ほか)

- ・ 大口信用供与違反
- ・ 定款目的違反
- ・ 融資・審査規定違反
- ・ 安全性、公共性の原則違反

④ 被告

襲 景一 (旧朝銀関東信用組合理事長)

秦 衛耕 (同信用組合副理事長)

文 光珍 (同信用組合副理事長)

文野 重信 (同信用組合常務理事兼第 2 審査部長)

⑤ 損害賠償の訴訟物の価額

金 10 億円 (上記金額の一部)

(4) 総括

責任解明委員会の調査内容を基に更に調査検討をした結果、上記のとおり㈱大栄電子、その関連融資に対し平成 14 年 3 月 25 日民事提訴に踏み切り旧経営陣の責任を追及中であり  
ます。

今後、裁判は相当の期間が必要と予想される為、整理回収機構への不良債権譲渡に伴い、整理回収機構での調査において新たな事実が出てくる可能性もあり、当組合の事業譲渡以降も引き続き責任追及が行い得るよう、調査資料を株式会社整理回収機構に引き継いだ上で旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡する予定です。

以上